

後期高齢者医療制度がはじまります

◆後期高齢者医療制度は今年4月から

平成20年4月から、現在の「老人保健制度」が廃止され、新しく「後期高齢者医療制度」が始まります。75歳以上の方は、すべての方がこの制度の被保険者（加入者）となります。（65歳以上で一定の障がいがあると認定された方も対象となります。）

◆保険料は被保険者全員が納めます

この制度では、被保険者一人一人が、その負担能力に応じて、公平に保険料を負担していただくことになります。皆さんの保険料は、それぞれの所得に応じて負担していただく「所得割額」と、被保険者全員に等しく負担していただく「被保険者均等割額」の合計額となります。

平成20・21年度の保険料率が決定しました

所得割率

9.63%

被保険者均等割額

43,143円

保険料の計算式

$$\text{所得割額 (総所得金額 - 33万円) \times 9.63\%} + \text{均等割額 43,143円} = \text{保険料額 (上限額 50万円)}$$

◆保険料の軽減について

所得の低い世帯の方は、以下の基準により被保険者均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等（※）
7割軽減	33万円を超えない世帯
5割軽減	33万円 + 24万5千円 × 世帯内の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯
2割軽減	33万円 + 35万円 × 世帯内の被保険者数を超えない世帯

（※）公的年金に係る所得については、その所得から特別控除15万円を差し引きます

また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（会社の健康保険や共済組合など）の被扶養者であった方は、これまで保険料の負担がなかったことを考慮して、2年間、所得割額が課されず、均等割額が5割軽減されます。

なお、平成20年度に限り、9月までは保険料が徴収されず、10月からの半年間は被保険者均等割額が9割軽減されます。



◆年間の保険料額について（試算）

次の表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。あくまでも目安であり、実際の保険料額は、被保険者それぞれの収入、所得及び世帯構成などによって異なる場合があります。

年金収入	120万円	160万円	200万円	240万円	300万円
総所得	0円	40万円	80万円	120万円	180万円
軽減割合	7割軽減	7割軽減	2割軽減	—	—
保険料額	12,900円	19,600円	79,700円	126,900円	184,700円

◆保険料は年金から徴収されます

保険料は、介護保険料と同様に、原則として年金から徴収されます。ただし、年金受給額が年額18万円未満の方等は、納入通知書等により納付していただくことになります。

皆さん一人一人の保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせいたします。

▼問合せ

役場住民生活課国保年金係（☎23-2467）
北海道後期高齢者医療広域連合事務局
（☎011-290-5601/ホームページURL
<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>）

給与・年金所得者の還付申告と住民税申告

町では、給与・年金所得者を対象に、所得税の還付申告と住民税申告を、下記の要領で受付します。 ◆詳細 税務課税務係 (☎23 - 2332)

申告受付期間 1月24日(木)～3月17日(月)

所得税の還付申告ができる方
(給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③各種控除(医療費・社会保険料・扶養控除など)を受けることができる方
- ④新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や、住宅の増改築をされた方

手続きに必要な書類

上記①～③共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピーは不可)・印鑑
- ・金融機関の口座番号が分かるもの(本人名義のものに限る)
- ・国民健康保険料および介護保険料の領収書
- ・国民年金保険料支払証明書(平成19年中に支払った分、社会保険料控除に該当する方)
- ・生命保険、地震・損害保険料控除証明書(各保険料控除に該当する方)

上記③の方で必要なもの

- ・医療費の明細書(1年分の医療費等を、医療を受けた人毎に集計したものが必要となりますので、**事前に集計して明細書に記載してからお越しく**ださい。明細書は税務課税務係に用意してあります)
- ・医療費等の領収書・レシート
- ・医療費控除を受けることができる方は、支払った額が10万円又は合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合となります

上記④の方で必要なもの

- ・直接税務課税務係までお問い合わせください。



住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや金銭借入の手続き、老人医療費・児童手当などの受給手続きに所得課税証明書が必要となる方は住民税の申告が必要となります。

住民税の住宅ローン控除について

税源移譲に伴い、平成18年末までに入居された方に限り、住宅ローン控除限度額を所得税から控除できない場合には、申請により住民税の所得割額から控除する措置が設けられています。

申請は下記の書類を持参のうえ、3月17日までに行ってください。

①年末調整が済んでいる方

給与所得の源泉徴収票

②年末調整が済んでいない方(確定申告をされる方)

住宅取得借入金年末残高証明書

住宅取得借入金控除証明書

白色事業所得者を対象とした収支内訳書の記載相談

町では円滑な申告受付事務を行うために、事前に下記の期間を収支内訳書の記載相談として設けましたので、事前に必要な書類等を整理のうえ、お気軽にお越しください。

収支内訳書の記載相談日

▼期間 1月24日(木)～2月15日(金)

▼場所 大会議室(役場1階)

記載相談は上記期間の午前中としますが、都合の悪い方はこの限りではありません。

法定調書の提出について

年末調整事務に伴う平成19年分給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出については、次のとおりです。

▼提出期限 1月31日(木)

▼提出場所 税務課税務係(役場1階)

今回より総括表と給与支払報告書は、役場税務課へ提出していただき、その他の書類は直接管轄の税務署に提出となりますので、ご協力をお願いします。